

上士幌町いじめ防止基本方針



平成27年2月26日策定

上士幌町教育委員会

(令和5年5月23日 改定)

I 方針策定の目的

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

本町においては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び平成26年4月に施行された「北海道いじめの防止等に関する条例」により、学校や教育委員会の重大な事態への対応が示されたことに伴い、教育委員会は平成26年4月に「児童生徒の『いじめ問題』根絶にかかわる取組について」（平成24年8月策定）の見直しを行い、小中学校は「学校いじめ防止基本方針」を定め、児童生徒のいじめ問題根絶に向けた取組を進めてきました。しかしながら、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、「町の基本方針」の一部を改定することとしました。

いじめ問題への取組の更なる充実を図るためには、一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校・家庭・地域が連携を深めるなど、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識をもっていじめ問題根絶に向けた取組を推進する必要があります。

町内におけるいじめ防止対策等の基本的な方向性や具体的な内容を示すために、「道の基本方針」の一部改定(令和5年3月)を踏まえ、改めて「上士幌町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指すものです。

II いじめ防止対策の基本姿勢

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係^{*1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

○ いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」等の理由で、いじめの事実を否定することが考えられます。

^{*1}「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状態等を踏まえ、事実の把握過程において、問題の本質を見失うことがないように客観的な判断のうえ対応します。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、表には表れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ^{※2}」、「多様な背景を持つ児童生徒^{※3}」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

2. 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

※2 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

※3 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為^{*4}として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求めることや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

Ⅲ 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

1. 学校及び学校の教職員の責務

学校は、全ての児童生徒の人格が尊重され、安心でき他者から認められていると感じられる「心の居場所」を確保し、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育が求められています。

いじめ問題に迅速に対応するため、校長のリーダーシップの下、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに「学校いじめ防止基本方針」（法第13条^{*5}）を定め、いじめの未然防止に向けた取組のほか、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

また、策定した基本方針に基づき、「学校いじめ対策組織」（法第22条^{*6}）を設置し、いじめ防止等の取組を進めることとします。

- ① 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりに努めます。
- ② いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、校内のみで問題解決を図ることに固執せず、教育委員会をはじめ、家庭や関係機関と連携を図り、情報共有に努めます。
- ③ 日常的に児童生徒への理解に努め、児童生徒の発するサインを見逃すことのないよう早期に発見することが不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、積極的にいじめの認知に努めます。
- ④ 学校として「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ④ 児童生徒からいじめの訴えがあった場合は、問題を軽視せず、迅速、的確に学校の対応をするとともに、学校全体で情報を共有し、相談体制の充実を図るなど、組織的な指導体制を確立します。
- ⑤ いじめを受ける、いじめを知らせる児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじ

めを行う児童生徒に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度をもって組織的な指導を行います。

- ⑥ 情報モラル教育等を推進するとともに、インターネットを通じたいじめの早期発見のため、定期的にネットパトロールを実施します。
- ⑦ 事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修の充実に努めます。

2. 家庭（保護者）の責務及び地域の役割

家庭は、児童生徒にとって心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し、第一義的な責任を有しています。

いじめの未然防止や根絶のため、家庭教育の重要な柱のひとつとして他の児童生徒にいじめを行わないよう、規範意識を養うとともに、児童生徒がいじめを受けた場合には、保護者として児童生徒に寄り添い、学校をはじめ関係機関等の支援を受けるなど、いじめから守る行動を起こすことが重要です。

- ① 家庭では、深い愛情や精神的な支えを前提にしたふれあいを重視し、児童生徒の果たすべき役割や認めてくれる人がいることを実感させるために時には褒め、叱ったりするなど、自尊感情を育み、「憩や安心感」のもてる場を確保することが必要です。
- ② 子どもの目線に立って話に耳を傾けるとともに、子どもの変容を常に見守り、サインを見逃さないことが大切です。問題兆候が見受けられた時には、学校をはじめ関係機関と連携し、適切な方法により早期に問題解決に努めることが必要です。
- ③ 家庭教育では、他者を思いやり、他者に迷惑をかけないという心を育むことが必要です。いじめを行った場合には、厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように見守り支えることが大切です。
- ④ 子どもは「地域の宝」であることから、地域全体で温かく接し、守り育てるために、時には相談相手となり、厳しく指導することも必要です。
- ⑤ 子どもに異変が感じられた場合には、個人情報に配慮しつつ、学校や家庭と連携

※4 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。

など

※5 「いじめ防止対策推進法第 13 条」

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※6 「いじめ防止対策推進法第 22 条」

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

した地域での取組を進めることが必要です。

- ⑥ 子どもがいじめを受けている、又は行っているとの疑いを感じた場合には、在籍する学校や家庭、関係機関等に情報提供するなど、子どもが抱える問題の解消に努めることが必要です。
- ⑦保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めることが必要です。

3. 教育委員会の果たす役割

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われることから、いつ問題が表面化するか予測がつかない状況にあります。

子どもの行動の変化をいち早く捉え、関係機関連携のもと適切な取組が行われるよう学校、家庭、地域等との連携の強化を図ります。

教育委員会は次の点を重視し、取組の充実を図ります。

- ① いじめの未然防止や根絶を図るため、適宜、いじめ問題に関する調査を実施し、指導体制の充実に努めます。
- ② 各学校の児童会及び生徒会活動等におけるいじめ問題に関わる「考え、議論する」自主的な取組の支援に努めます。
- ③ 命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の実現に向けた、子どもの人権意識向上を図るため、関係機関等の協力のもと学習する機会の提供に努めます。
- ④ 子どもたちが豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築できるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実に努めます。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実の支援に努めます。
- ⑥ 教職員の悩みや不安を解消するため、関係機関の協力を得ながら学校に対する支援や相談体制の充実を図り、いじめ問題に対して効果的で実践的な職員研修の充実に努めます。
- ⑦ 携帯電話やスマートフォンなど、インターネットを通じて行われるいじめ問題の未然防止、早期発見を図るため、PTAや関係機関と連携し、家庭におけるルールづくりの啓発や定期的なネットパトロールの実施に努めます。
- ⑧ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組めるよう、迅速に対応可能な体制の整備に努めます。

4. 関係組織の設置

町は、教育委員会が行う取組の効果的な実施に向け、必要に応じて「上士幌町いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1^{*7}）を設置するなど、関係する機関等と連携し、必要な体制を整備することとします。

IV 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に対応します。

2. 重大事態の発生、報告及び調査方法

(1) 重大事態の報告について

いじめによる「重大事態」が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校から報告を受けた場合は、法第30条第1項^{※8}の規定に基づき、事態発生について町長へ報告します。

また、教育委員会は、事態発生による児童生徒の被害の救済等について、関係機関等と連携のうえ対処にあたります。

(2) 調査の主体、組織、方法等について

① 法第28条第1項における調査は、学校又は教育委員会が主体となって行うものとし、いずれかが調査主体となるかについては、事案の特性等を踏まえ教育委員会が決定します。

② 教育委員会が調査主体となる場合は、必要により附属機関を設置のうえ調査を行うことができることとします。

③ 学校が調査主体となる場合は、「いじめ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処します。

^{※7}「いじめ防止対策推進法第14条第1項」

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

^{※8}「いじめ防止対策推進法第30条第1項」

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

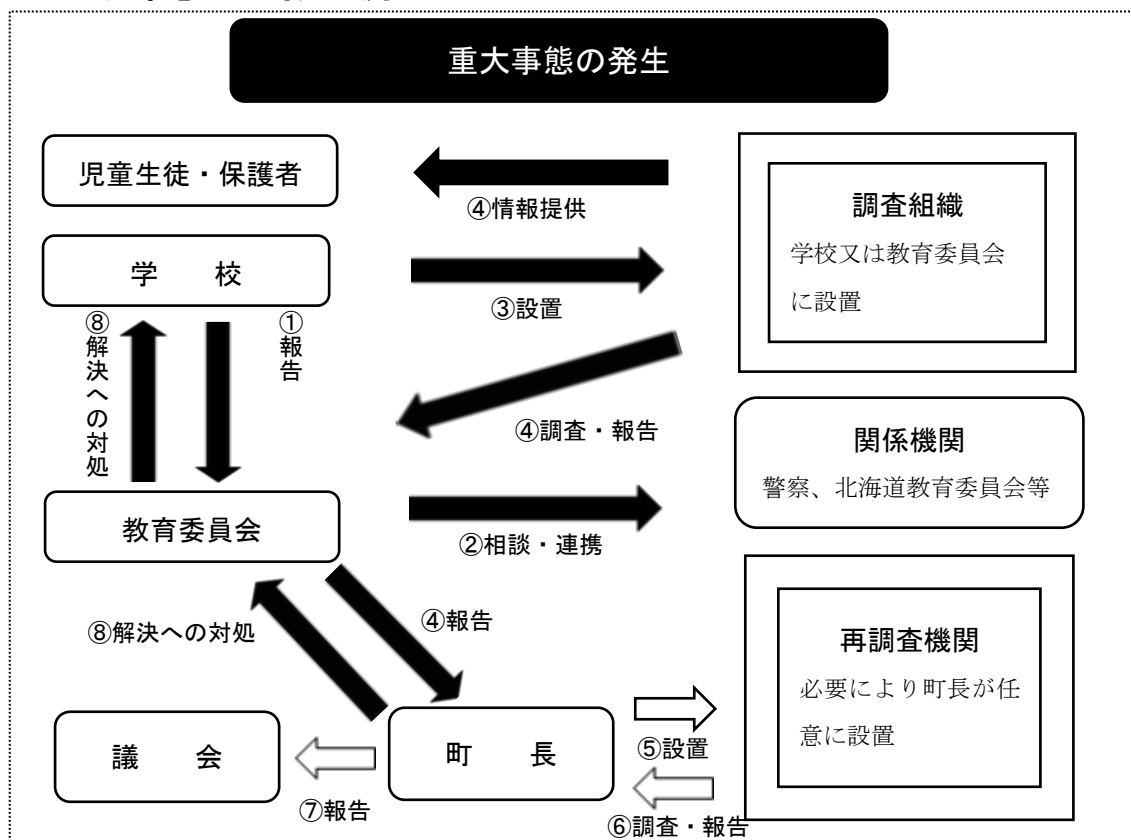
- ④ 調査は、教育的配慮のもと、個人情報の保護に十分配慮したうえで、児童や教職員に対する聞き取り調査等により行うこととします。
 - ⑤ 調査は、重大事態への対処及び同様の事態の再発防止に向けて行うものであり、いじめの状況をはじめ、教育委員会や学校の対応、重大事態に至った経緯等の事実関係を可能な限り明確にするために行うこととします。
- (3) 調査結果等の取扱いについて
- ① 調査によって明らかになった事実関係その他必要な情報については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、適切な方法で説明します。
 - ② 学校が主体となって行った調査結果等は、教育委員会を通じて町長に報告します。
 - ③ 重大事態に至った原因、経過及び学校等の対応等を分析し、再発防止の取組に活かします。

3. 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

町長は、調査結果の報告を受けて必要があると認めるときは、法第30条第2項^{*9}の規定に基づき、再調査のための機関を設けて調査を行います。なお、再調査を行った場合については、法第30条第3項^{*10}の規定に基づき、その結果について、児童生徒の人格や個人情報保護等に配慮のうえ、議会へ報告することとします。

再調査のために設置する機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理士等の有識者のほか、当該重大事態に利害関係を有しない第三者等により構成することとします。

4. 重大事態への対処の流れ



5. 教育委員会が設置する附属機関

教育委員会は、法第14条第3項^{*11}の規定に基づき、重大事態への調査を進めるため、必要により教育委員会の附属機関である「上士幌町いじめ問題等対策委員会」を設置することとします。

〈教育委員会の附属機関〉

「上士幌町いじめ問題等対策委員会（仮称）」の構成

所属機関名	委員数
上士幌町民生委員児童委員	主任児童委員2名
スクールカウンセラー	1名
専門的な知識及び経験を有する第三者	1名
該当する学校長	1名
上士幌町保健福祉課保健師	1名
上士幌町子ども発達支援センター	1名

6. その他

教育委員会は、「上士幌町いじめ防止基本方針」の取組や内容について実情に即しているかを適宜検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

*9 「いじめ防止対策推進法第30条第2項」

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

*10 「いじめ防止対策推進法第30条第3項」

地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

*11 「いじめ防止対策推進法第14条第3項」

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。